2　法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　別記第九号様式の二に準じて作成した文書

二　法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する振込みの明細書であって支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）　当該振込明細書の写し

3　法第十七条第二項第一号又は第十八条第二項第一号の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

4　法第十七条第二項第一号又は第十八条第二項第一号の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第十一条に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

第十九条第二項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第三十七条第一項中「文書又は」を「文書」に改め、「のうち総務大臣において受理したもの」を削り、同条第四項中「違反する」を「違反した」に改める。

別記第七号様式（記載要領）2(7)エ中「火災保険金」を「火災保険料」に、「各種保険金」を「各種保険料」に改める。

別記第八号様式（記載要領）6(1)エ中「火災保険金」を「火災保険料」に、「各種保険金」を「各種保険料」に改め、同様式（記載要領）10中「（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、領収書を徴し難かった支出の明細書（第9号様式）又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（第9号様式の2）（第14条第3項ただし書の場合を除く。）」を削り、「領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出し、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して、」を「第14条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを」に改める。

別記第十四号様式中「差因」を「基因」に改める。

別記第十八号様式中「に該当しない」を「のいずれにも該当しない」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の項中「第十二条、第十三条の二及び第十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

○財務省令第四十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項及び第十七条第二項並びに第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第六十七条第三項、第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「及び能率専門官」を「、能率専門官及び業務企画専門官」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　業務企画室は、財務省の行政情報化に関する事務の総合調整に関する事務をつかさどる。

第三条に次の一項を加える。

19　業務企画専門官は、命を受けて、財務省の行政情報化に関する事務の総合調整に関する事務のうち重要事項についての調査及び企画その他専門的事項を処理する。

第四条第三項中「室長」の下に「並びに上席会計監査官及び会計監査官それぞれ一人」を加え、同条第七項を第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　上席会計監査官は、命を受けて、財務省の所掌に係る会計の監査を実施し、及び会計監査官の行う事務を整理する。

5　会計監査官は、命を受けて、財務省の所掌に係る会計の監査を実施する。

第五条第三項中「十七人」を「十八人」に、「十二人」を「十三人」に改める。

第十条の二の見出し中「広域災害実地監査官」の下に「、会計監査調整官」を加え、同条第一項中「広域災害実地監査官一人」の下に「、会計監査調整官一人」を加え、同条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　会計監査調整官は、命を受けて、国の会計の監査に関する事務の調整その他専門的事項を処理する。

第十四条第一項中「一人を」の下に「、参事官の下に、主税企画官一人を」を加え、同条第二項中「又は税制第二課」を「、税制第二課又は参事官」に改める。

第二十五条（見出しを含む。）中「国債企画官、国債投資情報官」を「国債政策情報室並びに国債企画官」に改め、第四項を第五項とし、第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　国債政策情報室は、国債に関する情報の提供及び調査に関する事務をつかさどる。

3　国債政策情報室に、室長を置く。

第三十二条の二の見出し中「及び地域協力企画官」を「並びに地域協力企画官及び地域協力調整官」に改め、同条第一項中「及び地域協力企画官一人」を「並びに地域協力企画官及び地域協力調整官それぞれ一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　地域協力調整官は、命を受けて、地域協力課の所掌事務のうち地域協力に関する調整その他専門的事項を処理する。

第四十六条の見出しを「（総括主任調査官及び主任調査官）」に改め、同条第一項中「主任調査官四人」を「総括主任調査官一人及び主任調査官三人」に改め、同条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　総括主任調査官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務を行い、及び主任調査官の行う事務を総括する。

第百八十三条第二項中「第二百九条」を「第二百八条」に改める。

第百九十条の三第一項中「十人」を「十三人」に改め、「四国財務局」の下に「、九州財務局」を加える。

第百九十一条第一項中「三十三人」を「三十八人」に、「二百四十四人」を「二百五十四人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十九人」を「三十八人」に改める。